

# 平成30年度 川越町奨学金 申請の手引

## 【申請になる前に次のことにご留意ください。】

本奨学金は、勉学の意欲がありながら経済的理由により高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（以下これらを「高等学校等」といいます。）、短期大学及び大学に修学困難な方に対し、修学に必要な資金の一部を貸与又は貸与及び付与することで、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的として運営されています。奨学金のうち貸与された修学資金は卒業後に返還していただきます。返還していただいた修学資金は、次の世代の方への大切な資金として引き継がれます。

なお、返還に滞納を生じさせた場合は、遅延損害金が発生するほか、督促に応じずに滞納が累積した場合は、法的手段により回収することもあります。

これら制度の趣旨を十分にご理解いただいた上で、申請してください。

### 1. 奨学生の資格

次の各号のいずれにも該当し、教育委員会が認めた方が奨学生となります。

- (1) 奨学金を受ける方が保護者と同一の生計に属する場合にあっては保護者が町内に住所を有すること、保護者と同一の生計に属さない場合にあっては奨学金を受ける方が町内に住所を有すること。
- (2) 高等学校等又は大学に在学する方であること。
- (3) 奨学金を受ける方及び当該奨学金を受ける方と同一の生計に属する全ての方の所得の合計額が、経済状況等を考慮して教育委員会規則で定める基準等に適合していること。
- (4) 奨学金を受ける方及び当該奨学金を受ける方と同一の生計に属する全ての方に川越町の町税の滞納がないこと。
- (5) 本奨学金以外の奨学金その他これに類するものの貸与を受け、又はその予約をしていないこと。

### 2. 貸与額及び付与額

奨学金の種類 入学予定（在学）校	修学資金 ※1 （貸与月額）	就学支度金 ※2 （入学時一時金）
高等学校等	10,000 円	30,000 円
短期大学	30,000 円	50,000 円
大学	50,000 円	100,000 円

※1 修学資金は無利子です。それぞれ該当する額の半年分を4月及び10月に一括貸与します。

貸与期間は当該各校の正規の最短修業期間を修了する日の属する月までとします。

※2 就学支度金は、入学日の属する年の4月に付与します。

### 3. 申請方法

- (1) 提出書類 ※ 詳しくは「添付書類の注意事項」をご覧ください。
  - ① 川越町奨学金受給申請書（様式第1号）
  - ② 中学校、高等学校等又は大学の長の奨学生推薦書（様式第2号）
  - ③ 中学校、高等学校等又は大学の成績証明書
  - ④ 高等学校等又は大学の入学許可書又は在学証明書
  - ⑤ 同一の生計に属する全ての方の住民票
  - ⑥ 同一の生計に属する全ての方の所得・課税証明書
  - ⑦ 同一の生計に属する全ての方の町税の完納証明書
- (2) 提出期限 平成30年3月30日（金）まで
- (3) 提出先 川越町教育委員会事務局学校教育課（役場3階）

## 4. その他

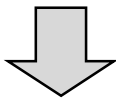
- (1) 申請期限にかかわらず、年度途中で失業、災害等による家計の急変があったときは随時申請することができます。
  - (2) 奨学生が在籍する学校を退学する、他の奨学金を利用する等教育委員会が定める貸与の打切り事由に該当したときは、既に貸与した修学資金及び付与した就学支度金を教育委員会が決定する方法で返還していただきます。
  - (3) 奨学生が退学・休学・復学したとき、奨学生、保護者又は連帯保証人の住所又は氏名を変更したとき、奨学金の振込口座を変更したとき等は、異動届に事実を証明する書類を添えて直ちに学校教育課に提出してください。ただし、保護者又は連帯保証人自体を変更する場合は、連帯保証人等変更申請書を提出してください。
  - (4) 貸与を受けた奨学金は、在籍する学校を卒業後1年据え置き、引き続き10年以内に返還していただきます。なお、教育委員会の定める事由に該当するときは、返還の猶予をすることができます。猶予事由によって猶予される期間が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。ただし、猶予された方は猶予事由の消滅した月の翌月から奨学金を返還していただきます。
  - (5) 奨学生であった方が死亡等の教育委員会が定める返還の免除の事由に該当したときは、奨学金の返還を免除することができます。
- ※ 申請や届出に必要な書類は学校教育課窓口で配付しているほか、町のホームページからダウンロードしていただけますので、ご利用ください。

問い合わせ先 川越町教育委員会事務局学校教育課 TEL:059-366-7121

## 申請から貸与又は貸与及び付与開始まで

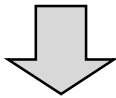
通常申請の場合、次の段階を踏んで開始いたします。

申請



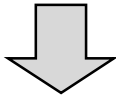
申請書に必要書類を添えて、川越町役場3階学校教育課に提出してください。  
提出期限までに全ての書類が整っていない場合は、受理できませんのでご注意ください。

審査



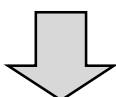
4月中旬の教育委員会で選考を行います。選考の結果は、書面でお知らせいたします。

決定



選考の結果、奨学生に決定された方には、川越町奨学生選考結果決定通知書（様式第3号）を郵送にて交付いたします。

誓約書



奨学生に決定された方は、誓約書（様式第4号）と連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。  
連帯保証人が誓約書に押印した印鑑（実印）の印鑑登録証明書が必要です。  
印鑑登録証明書は誓約書の提出日の前3ヶ月以内のものに限ります。

振込開始

4月下旬に4月～9月分の修学資金と就学支度金（該当する方に限る。）を振り込みます。  
10月下旬に10月～翌年3月分の修学資金を振り込みます。  
いずれも提出していただいた本人名義の口座への振込となります。

# 奨学金受給申請書記入時の注意事項

(申請書(様式第1号)を手元において、照合しながらご覧ください。)

住所	<ol style="list-style-type: none"><li>お住まいの市町村名から記入してください。</li><li>マンション、アパート等の集合住宅にお住まいの方は、部屋番号まで記入してください。</li></ol>
連帯保証人	次の要件をいずれも満たす方とします。 <ol style="list-style-type: none"><li>本人と同一の生計に属していない方</li><li>奨学金の償還能力を有し、成年に達している方</li><li>奨学金の貸付けを開始する月の初日現在で65歳以下である方</li><li>原則、川越町内に住所を有する方</li></ol>
在学する学校	<ol style="list-style-type: none"><li>進学する方は、4月から進学する学校・学部・学科を記入してください。</li><li>在学中の方は、在学中の学校・学部・学科を記入してください。</li></ol>
他の奨学金の受給状況	<u>本奨学金以外</u> の奨学金の受給状況をご記入ください。
就学支度金・修学資金	付与額及び貸与額の表を確認の上、在学する学校に応じた就学支度金の付与額(該当の方に限ります。)及び修学資金の貸与月額を記入してください。
貸与期間	在学する正規の修業期間をご記入ください。
振込口座	<ol style="list-style-type: none"><li>本人名義の口座に限ります。</li><li>金融機関名、支店名、口座種目(普通又は貯蓄)、口座番号及び口座名義(カタカナ)を正確に記入してください。</li><li>ゆうちょ銀行を振込口座に指定される方は、他銀行からの振込用口座番号を取得してください。</li></ol>
世帯の状況	同一の生計に属する全ての方について、申込者本人からみた関係をご記入ください。
申請理由	<ol style="list-style-type: none"><li><u>通常は記入していただく必要はありません。</u></li><li>年度途中の随時申請の方のみご記入ください。</li></ol>
署名・押印	<ol style="list-style-type: none"><li>申込書裏面の本人・保護者・連帯保証人の氏名・押印欄は、それぞれ該当する方が自署・押印してください。</li><li>貸与終了後、本人が返還しない場合は、保護者、連帯保証人の方に請求します。期日までに返還いただけない場合は、遅延損害金を請求いたしますので予めご了承ください。</li></ol>
世帯・税情報の請求委任	<ol style="list-style-type: none"><li>奨学金の申請に当たり、必要な住民票並びに所得・課税証明書及び町税の完納証明書の請求を川越町教育委員会に委任することについて、同意いただける方は、保護者が自署・押印してください。</li><li>同意された方の住民票並びに所得・課税証明書及び町税の完納証明書については、保護者に代わって川越町教育委員会が川越町長に請求し、取得いたします。ただし、平成29年1月1日現在で町外に住民登録があった方については、住民登録があった市区町村の所得・課税証明書を取り寄せていただく必要があります。</li><li>同意いただけない方は、自署・押印していただく必要はありませんが、住民票並びに所得・課税証明書及び町税の完納証明書を用意していただき、申請書に添えて提出してください。</li></ol>

# 添付書類の注意事項

申請書に次の書類を添えて提出してください。

提出書類	提出が必要な方	備考
中学校、高等学校、大学等の長の奨学生推薦書	全ての方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様式第2号を使用してください。</li> <li>●進学される方は、進学する直前の学校の長の推薦が必要です。</li> <li>●在学中の方は、在学中の学校の長の推薦が必要です。</li> </ul>
中学校、高等学校、大学等の長の成績証明書	全ての方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校の様式を使用してください。</li> <li>●進学される方は、進学する直前の学校の証明書</li> <li>●在学中の方は、在学中の学校の証明書</li> </ul>
高等学校、大学等の入学許可書又は在学証明書	全ての方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校の様式を使用してください。</li> <li>●進学される方は、進学する学校の許可書（写し可）</li> <li>●在学中の方は、在学中の学校の証明書</li> </ul>
住民票 (マイナンバーの記載のないものに限る。)	住民票並びに所得・課税証明書及び町税の完納証明書の請求委任の署名のない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人を含む同一の生計に属する全ての方のもの</li> <li>●世帯主、続柄の記載があるもの</li> <li>●本人が外国籍（永住者・特別永住者）の場合は世帯主、続柄、在留資格の記載があるもの</li> <li>●提出日の前3ヶ月以内に発行されたもの</li> </ul>
	川越町外に住民登録がある同一の生計に属する方がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●連帯保証人のももの</li> <li>●在留資格の記載があるもの</li> <li>●提出日の前3ヶ月以内に発行されたもの</li> </ul>
	連帯保証人が外国籍（永住者・特別永住者）の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同一の生計に属する全ての方のもの</li> <li>●平成28年分の所得を証明できるもの</li> <li>●提出日が6月以降の随時申請の場合は、平成29年分の所得を証明できるもの</li> <li>●提出日の前3ヶ月以内に発行されたもの</li> </ul>
所得・課税証明書	住民票並びに所得・課税証明書及び町税の完納証明書の請求委任の署名のない方 平成29年1月1日現在で町外に住民登録があった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同一の生計に属する全ての方のもの</li> <li>●平成28年分の所得を証明できるもの</li> <li>●提出日が6月以降の随時申請の場合は、平成29年分の所得を証明できるもの</li> <li>●提出日の前3ヶ月以内に発行されたもの</li> </ul>
町税の完納証明書	住民票並びに所得・課税証明書及び町税の完納証明書の請求委任の署名のない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同一の生計に属する全ての方のもの</li> <li>●提出日の前3ヶ月以内に発行されたもの</li> </ul>